

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の
指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請の様式)

第2条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請は、別紙様式第一号（一）による指定（許可）申請書により行うものとする。

(指定等の更新申請の様式等)

第2条の2 法第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。以下同じ。)、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項による申請は、別紙様式第一号（二）による指定（許可）更新申請書により行うものとする。

2 前項の更新申請書の受付期間については、別に定めるものとする。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の様式)

第3条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書（第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による申出は、別紙様式第一号（四）による指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

(変更等の届出の様式)

第4条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては、別紙様式第一号（五）による変更届出書により、再開に係るものにあつては、別紙様式第一号（六）による再開届出書により行うものとする。

(廃止・休止の届出の様式)

第4条の2 法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項及び第115条の5第2項の規定による廃止又は休止の届出にあつては、別紙様式第一号（七）による廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第91条の規定による指定の辞退は、別紙様式第一号（八）による指定辞退届出書により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更申請)

第6条 法第94条第2項及び第107条第2項に規定する許可の申請は、別紙様式第一号(九)

による介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書により行うものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請）

第7条 法第95条及び第109条の規定による承認の申請は、別紙様式第一号（十）による介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書により行うものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可の申請）

第8条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の規定による申請は、別紙様式第一号（十一）による介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書により行うものとする。

（指定の変更申請）

第9条 法第70条の3第1項の規定による申請は、別紙様式第一号（三）による指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書により行うものとする。

（市町村等への情報提供）

第10条 知事は、第2条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この項において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会等に対して、当該指定等に係る居宅サービス事業、介護予防サービス事業を行う事業所又は介護保険施設（以下「事業所又は施設」という。）に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

（1）介護保険事業者番号

（2）事業所又は施設の名称及び所在地

（3）当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

（4）事業等の種類

（5）指定（更新）及び許可（更新）、廃止又は指定の取消し等の年月日

2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項本文（第115条の11において準用する場合を含む。）の指定に係る情報について準用する。

3 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の情報提供に関する業務の全部又は一部を別に定める者に委託することができる。

（公示）

第11条 法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7及び第115条の10の規定による公示は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第12条において「施行規則」という。）第131条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2の3及び第140条の23各号に掲げる事項について行うものとする。

（申請方法）

第12条 法、施行規則及びこの要綱の規定による知事への申請等（申請等に係る事項が、事

業所又は施設に係るものに限る。)は、電子申請・届出システム又は書面により行うものとする。なお、書面による場合は、正副2部を、申請に係る事業所又は施設の所在地を所轄する保健福祉事務所を経由して提出するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。